

改葬許可の申請 Q&A 集

○改葬について

Q1：改葬先が決まっていないが、改葬の申請はできるのか。

A1：申請書に改葬先の記入欄がありますので、改葬先が決まっていない場合、改葬許可証を発行することができません。改葬先の決定後に申請するようお願いします。

Q2：改葬を予定しているが、お墓に収めた焼骨が既に土になっている場合、改葬許可証は必要か。

A2：「改葬」とは、墳墓又は納骨堂にある焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことです。焼骨が既に土になっている場合は、焼骨を移す行為ではありませんので、改葬許可証は不要です。

Q3：焼骨をお墓から出して、散骨したいと考えている。改葬許可証は必要か。

A3：A2に記載しているように、散骨は改葬には当たりませんので、改葬許可証は発行できません。

○改葬許可申請書の記載方法について

Q4：お墓がかなり昔からあるため、お墓に入っている焼骨が先祖の誰の焼骨かわからない。その場合は、記載する必要はあるのか。

A4：焼骨が先祖の誰の焼骨かわからない場合は、死亡者の氏名欄は「先祖代々」とご記載ください。なお、死亡者の氏名がわかる場合は、必ず氏名の記載をお願いします。

Q5：死産の場合、死亡者の氏名などはどのように記載をすればよいか。

A5：申請書の死亡者の本籍、住所、氏名の欄に父母両方の本籍、住所及び氏名をご記載ください。死亡年月日は分娩年月日をご記載ください。

Q6：申請者の「死亡者の住所」とは、いつの時点の住所を記載すればよいか。

A6：死亡者が死亡時にお住まいの住所をご記載ください。なお、戸籍の住所と異なる場合であっても、実際に居住されていた住所をご記載ください。

Q7：火葬場の名称はわかるが、所在地は不明である。どのように記載したらよいか。

A7：所在地が不明な場合、火葬場の名称のみをご記載ください。

○その他よくある質問

Q8：高槻市外から高槻市内へ焼骨を移動させる場合、高槻市での手続きは必要か。

A8：高槻市での手続きは必要ありません。現在、焼骨のある自治体で改葬許可申請を行って下さい。

Q9：改葬許可申請書以外に改葬先の受入れ証明書などの添付書類は必要か。

A9：受入れ証明は不要ですが、改葬先の決定後に申請するようお願いします。（改葬許可申請書には墓地等管理者の証明欄がありますので、墓地の管理者の証明が必要です。）

Q10：窓口で申請した場合、改葬許可証の発行はどのくらい時間がかかるのか。

A10：混雑状況にもよりますが、通常、受付後15～30分ほどでお渡しができます。

Q11：郵送での申請は可能か。

また、郵送の場合、改葬許可証の発行はどのくらい時間がかかるのか。

A11：郵送での申請は可能です。

郵送の場合、申請者の連絡先（日中連絡の取れる電話番号を記載したメモ）と切手を貼った返信用封筒を同封するようにお願いします。なお、郵送は2週間ほどお時間をいただいております。

※お急ぎの方は、窓口まで直接お越しください。